

道路工事施行承認申請書記載要領

1 承認工事許可申請の対象となるもの

【道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）】

◆新築や改築などの自己都合により、道路の形態や構造等を変える場合。

具体例）・駐車場の出入りのためのＬ形側溝・歩車道ブロック・歩道等の切下げ、植栽の切り開き、ガードレール・防護柵の撤去・移設、カーブミラーの移設などを行う場合。

◆建設工事等に起因する道路等の損傷の補修工事を行う場合。

具体例）・沿道掘削や建築工事等により、道路等の変状が生じたため、この復旧工事を行う場合。

◆まちづくり条例、開発指導要綱等に伴う道路整備工事

2 申請書記載事項

■ 申請者は、施主（建築主・事業主等）とする。ただし、建築工事等に伴う一時的な仮設・撤去復旧等の場合、施工者の申請が可能。

住所※¹、氏名※²、連絡先（電話）を記入する。

■ 区分は、永久・一時の該当する方を○で囲む。

〈永久〉 例）永久的に使用する車庫等への車両乗り入れのため

〈一時〉 例）建築工事に伴う工事用車両の一時乗り入れのため

■ 工事目的は、何を目的とした工事なのかを具体的に記入する。

記載例）・駐車場への車両乗入れのため。

・沿道掘削に伴う道路変状等の復旧のため。

■ 工事種別は、工種名称を具体的に記入する。

記載例） Ｌ形側溝工、縁石ブロック工、舗装工、境石工、防護柵撤去工、ガードレール移設工、カーブミラー移設工等

■ 施工数量は、工種の延長や面積等の施工規模を記入する。

■ 工事期間は、承認工事に要する予定工事期間を記入する。

建築工事等に伴う一時的な仮設・撤去等の場合は、当該承認工事範囲の復旧を完了するまでの期間を記入する。始期には「承認日から」の記載も可。

■ 施工者は、工事を施工する業者について記入する。

3 添付書類

■ 誓約書

申請者は、施主（建築主・事業主等）とする。ただし、建築工事等に伴う一時的な仮設・撤去復旧等の場合、施工者の申請が可能。

施主及び施工者の住所※¹、氏名※²を記入し、押印※³する。

■ 案内図

案内図は、申請場所が特定できるように作成する。

■ 現況平面図

申請場所周辺の状況がわかるように、現況の道路の幅員、側溝またはブロック等の

配置状況（現況の切下げ位置）、防護柵、ガードレールの位置等の承認工事に関係するものを記入した寸法入りの図面を作成する。

■ 計画平面図

現況平面図を利用し、承認工事を行う計画図面を作成する。

駐車場の位置や、建物出入口等を記入し、工事個所との位置関係が把握でき、工事目的（車両の乗入れ等）に即した道路や民有地等の利用形態がわかる図面を作成する。

車両軌跡などの理由から、切下げ幅を大きくしたい場合には、車両の軌跡図も作成する。

■ 構造図

工事個所の形状・寸法のわかるものを添付する。

※ホームページよりダウンロードできます。

■ 現況写真

申請する工事物件が確認できるよう３方向程度から撮影する。

工事範囲全体や周囲の道路状況が把握できる写真を撮影する。

撮影位置がわかるように図面を添付する。

工事個所がわかるように、写真に施工範囲を明示する。

4 留意事項

- ・申請対象範囲は、大田区が管理している道路のみです。
- ・承認工事は、自ら費用を負担して工事を行っていただくことになります。
- ・工事業者は、工事施工の技術力を有する業者を、申請者が選定してください。
- ・一時的な工事申請の場合は、原則、原状復旧です。また、一時的に設置した乗入部等が、しゅん功後も継続的に設置が必要な場合には、改めて施主による永久申請が必要です。

- 5 提出部数 正副２部（副は複写でも可。承認後、副を返却します。）
 ※書類は、ホチキスではなくクリップ止めで提出をお願いします。

- 6 提出先 大田区 都市基盤整備部 道路課 占用担当
 大田区蒲田５-13-14（本庁舎７階南側 25 番窓口）
 電話 03-5744-1725

※1 法人の場合は、「住所」の欄には主たる事務所の所在地

※2 法人の場合は、「氏名」の欄には名称及び代表者氏名

※3 法人の場合は、社印